

長野県告示第49号

建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第52条第1項第6号、第53条第1項第6号、第56条第1項第1号による別表第3の5の項及び第56条第1項第2号ニの規定により、都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物に係る制限を次のとおり定め、平成22年1月28日から施行します。

平成22年1月28日

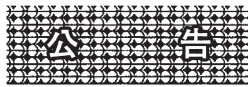
長野県知事 村井 仁

生活文化課NPO活動推進室

区 域		法第52条第1項第6号の規定による数値	法第53条第1項第6号の規定による数値	法第56条第1項第1号による別表第3の5の項の規定による数値	法第56条第1項第2号ニの規定による数値
新たに佐久都市計画区域に含まれる用途地域の指定のない区域	別に示す図書により定める区域(面積6,857ha)	10分の10	10分の6	1.25	1.25
	別に示す図書により定める区域(面積236ha)	10分の20	10分の6	1.25	1.25

(備考) 別に示す図書は省略し、長野県建設部建築指導課、長野県佐久地方事務所建築課及び佐久市役所に備え置いて縦覧に供します。

建築指導課



公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成22年1月28日

長野県知事 村井 仁

- 申請のあった年月日
平成22年1月20日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人木曾川・水の始発駅
- 代表者の氏名
澤 頭 修 自
- 主たる事務所の所在地
木曾郡木祖村大字藪原1011番地
- 定款に記載された目的
この法人は、主として木祖村の、木曾川源流としての立地条件、街道を中心とした歴史・文化、山村特有の豊かな森林環境・自然資源・観光資源などを活用し、木祖村や各団体が進める木曾川の上下流交流事業の支援、木曾川に関わる河川環境や森林環境の整備、地域の自然資源・観光資源を活用した観光案内・体験イベン

ト・教育的活動、風土の特徴を活かした食に関する商品開発・販売などの事業を行なうとともに、主に村内に拠点がある会社や団体及び地域住民が主体となって活動している不特定多数の、個人や団体との情報交換・連携を密にして助言や支援を行ない、住民参加型の新たな山村地域ビジネスを開発・展開して、地域の活性化を図り、魅力ある地域の創造と地域の利益の増進に寄与することを目的とする。

公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成22年1月28日

長野県知事 村井 仁

- 落札に係る物品等の名称及び数量
ガスクロマトグラフ質量分析計(ページ&トラップ法)2式
- 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
(1) 名 称 長野県総務部管財課
(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2
- 落札者を決定した日
平成22年1月8日
- 落札者の名称及び所在地
(1) 名 称 株式会社 北信理化
(2) 所在地 長野市アークス5番7号
- 落札金額
34,125,000円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 入札公告を行った日
平成21年11月19日

管財課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成22年1月28日

長野県知事 村井 仁

- 入札に付する事項
(1) 調達をする役務
自動車取得税及び自動車税申告書受付等業務
(2) 役務の特質
入札説明書及び仕様書によります。
(3) 履行期間
平成22年4月1日から平成23年3月31日まで(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)
(4) 履行場所
仕様書によります。
(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるとします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 長野県内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。
- (5) その他、仕様書に記載されている要件を満たす者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2
長野県総務部税務課
電話 026 (235) 7051

4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成22年2月10日（水）午前10時
イ 場所 長野県庁 西庁舎108号会議室
- (3) 郵便入札の可否
郵便による入札は、受け付けません。
- (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成22年2月5日（金）午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
- (5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項

各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県は、この契約を解除することができるものとします。
- (2) 詳細は、入札説明書によります。

税 務 課

公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成22年1月28日

長野県知事 村 井 仁

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
地方独立行政法人長野県立病院機構一般事務用パーソナルコンピュータ462台及び周辺機器一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
(1) 名 称 長野県衛生部病院事業局
(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2
- 3 落札者を決定した日
平成22年1月13日
- 4 落札者の名称及び所在地
(1) 名 称 東日本電信電話株式会社長野支店
(2) 所在地 長野市大字南長野新田町1137-5
- 5 落札金額
1台1月当たりの賃借額 1,785円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告を行った日
平成21年12月3日

病院事業局

公告

長野県労働委員会の委員の任期が平成22年4月20日で満了するため、労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の12第3項及び労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定により、次のとおり長野県労働委員会の委員の候補者の推薦を求めます。

平成22年1月28日

長野県知事 村井 仁

1 推薦団体の資格

長野県の区域内のみに組織を有する労働組合又は使用者団体であること。

2 被推薦者資格

労働組合法第19条の4第1項の欠格条項に該当しない者であること。

3 推薦に係る提出書類

(1) 推薦書（別記様式1）

(2) 被推薦者の履歴書（別記様式2）

(3) 推薦団体が労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合する労働組合である旨の長野県労働委員会の証明書

4 提出期限

平成22年2月24日（水）

5 提出先

長野県商工労働部労働雇用課

(別記様式1)

推 薦 書

年 月 日

長野県知事 殿

所在地

労働組合又は使用者団体名

代表者 氏名

㊟

長野県労働委員会の労働者委員の候補者として、次の者を推薦します。
使用者

記

（ふりがな） 氏 名	年齢	所属名及び職名	現 住 所	推薦理由

(別記様式2)

履 歴 書

ふりがな			生年月日	年 月 日生
氏 名				
現住所 (連絡先)	郵便番号 -	()	TEL	
			FAX	
			E-mail	
年	月	学 歴 ・ 職歴等 (最終学歴から記載ください。)		
労働組合法第19条の4第1項に定める欠格条項（禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者であること）の該当の有無			有 ・ 無	
上記のとおり相違ありません。 平成 年 月 日				
			氏 名	Ⓜ

労働雇用課

公告

県営八千穂地区土地改良事業の変更計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に異議申立てをすることができます。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定より、長野県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成22年1月28日

長野県知事 村 井 仁

1 縦覧に供する書類

県営八千穂地区土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧の期間

平成22年1月29日から平成22年2月26日まで

3 縦覧の場所

南佐久郡佐久穂町役場

農地整備課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第6項の規定において準用する同条第5項の規定により、都市計画区域を次のように変更します。

平成22年1月28日

長野県知事 村 井 仁

1 都市計画区域の名称

佐久都市計画区域

2 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域

平成20年1月1日現在における長野県佐久市塩名田、御馬寄、八幡、蓬田、桑山、矢島、望月、印内、茂田井、平林の区域の全部及び上記の土地の区域に隣接又は介在する公有地

甲字宮下、上原、木瓜峯、菖蒲沢、前林、西連寺、一本松、打越、丸山、新林、建久保、硯久保、五本木、高山東、西高山、中荻久保、下荻久保、荻久保峯、笹山、大池上、社口、西土樋、中原前、中原、向原、中久保田、寺田、寺浦、西家下、西辺、下原、山ノ田、植木辺、家裏、中堰添、大原、山ノ畑、土合、大野田、大角豆田、往還北、下吉田、東平、山ノ神、原崎、吉田、久保田、前田、下西連寺、大向、上西連寺、宮ノ山の区域の全部及び上記の土地の区域に隣接又は介在する公有地並びに字上荻久保のうち710-1から710-7、712から714、715-1、715-2、716-1から716-3、717-1、717-2、718-1、718-2、720-1、720-2、721-1から721-3、722-1、722-2、723から731、732-1から732-3の全部及び上記の土地の区域に隣接又は介在する公有地

布施字須釜、御牧原、入柳沢、柳沢、歩久保、畦田、堰下、金山、瓜生坂、八反田、宮久保、山寺、岩井、舞墓、北大平、薬師平、松場、薬師前、柳田、久保田、大門田、日影田、取久保、大城、虚空蔵、細久保、大黒山、小助川、宮海道、道陸神坂、中大平、池の平、後藤地、古城、的場、京の坪、栗平、雀坂、杓形、曲沢、岩下、赤穂地、城物、すぼ入、熊野堂、水無、大久保、西

水無、耳取山、南大平、上大久保、谷田口、下谷田、中谷田、上谷田、三本松、赤芝、城逸、泉水場、小諸沢、内宮、大庭、柏原、大庭前、中村、円仏、若林、天王、東後藤司、西後藤司、井戸田、城平、城、大林、大俣、馬場沢、西山桑、東山桑、野田久保、北在家、才の神、清水端、西抜井、東抜井、大井田、上抜井、鷹の巣、二ツ股、本沢口、諏訪前、下柳坂、上柳坂、坂久保、坂峯、石原、中島、前田、金山平、家上の区域の全部及び上記の土地の区域に隣接又は介在する公有地並びに字長者原のうち2477-10、2477-30、2477-33から2477-36、2477-38、2477-104から2477-107、2477-226並びに字中石堂のうち2478、2478-1から2478-3、2478-5から2478-7、2478-9から2478-21、2478-23、2478-24、2478-26、2478-49から2478-56、2478-58、2478-138から2478-141、2478-146、2478-148から2478-151、2478-169から2478-171、2478-180、2478-181、2478-184から2478-187、2478-191から2478-193並びに字石堂のうち3771-1から3771-15、3772-1から3772-13、3773-1から3773-3、3774、3775-1から3775-4、3776-1、3776-2、3777、3778-1、3778-2、3779-1、3779-2、3780-1、3780-2、3781、3782、3783-1から3783-3、3784、3784-1、3786、3788-1から3788-3、3790から3795、3803から3806、3807-1、3807-5から3807-7、3808、3810、3811-2、3812-1、3812-2、3813-1、3813-3、3813-5、3814、3815-1から3815-3、3815-5から3815-8、3816、3816-1から3816-7、3816-10から3816-12、3816-14、3816-15、3817-1から3817-15、3818-1、3819-1、3820-1、3821-1、3822-1、3823-1、3828-1、3828-2、3832-2、3841-21、3841-23から3841-27、3841-42から3841-52、3841-54、3841-75から3841-77、3841-83から3841-88、3841-92から3841-94、3841-101、3841-105、3841-107、3841-109から3841-114、3841-117から3841-139、3841-160から3841-181、3841-186、3841-294、3841-295、3841-325、3841-341、3841-342、3841-345、3841-348から3841-350の全部及び上記の土地の区域に介在する公有地

春日字女留、大下、道玄俣、清泰寺、下之宮、中道、矢那田、矢花、落合、高橋、長戸、池田、金塚、長林、善郷寺、境沢、別府久保、別府、後沖、前平、桂久保、三切、松原、向反、浄永坊、浦谷、栃之久保、知能、神尾、北入、山寺、大門先、山橋、竹之城原、ハツ石久保、竹之城窪、山神久保、権現平、炭山、山の内、舟ヶ沢、畑ヶ入、句領、湯沢口、湯沢久保、頭無平、萱久保口、太郎別当、吉原口、庚申前、新田、仲田、菖蒲田、駒込、西川原、古屋口、堀端、大西、新小路、宮平、下小路、井戸尻、金井、法幢寺、前田、矢原、小庭、上の山、西の洞、新町、藪影、西田、常泉寺、宮ノ入、若蓮寺、三明、宇樽、原田、川原、岩下、小久保、鳶石、四つ屋、中沖、新水、前沖、屋中、堰添、家浦、上沖、下沖、児玉、青木、みゆる久保、城久保、追越、道無、六兵衛久保、芝立、上芝立、岩久保、吉原久保、太郎別当久保、池の平、句領久保、仁階、入新町、中田の区域の全部及び上記の土地の区域に隣接又は介在する公有地並びに字西久保のうち5908-17、5908-19、5908-21、5908-23から5908-34、5908-39から5908-43、5908-45、5908-46、5908-48から5908-53、5908-56、5908-233、5908-239、5908-240、5908-243から5908-245、5908-248、5908-249、5908-251、5908-299、5908-389から5908-396、5908-398、5908-399、5908-401、5908-402、5908-492、5908-695から5908-700、5908-723から5908-726並びに

字茂沢のうち3606、3607-1、3607-2、3608、3609-1、3609-2、3610、3611、3612-1、3612-2、3613-1、3613-2、3614から3616、3617-1、3617-2、3618、3619-1から3619-3、3620、3623から3625、3625-1、3626-1、3626-2、3627から3629、3630-1から3630-4、3631-1、3631-2、3632-1、3632-3から3632-5、3633-1から3633-4、3634、3635、3636-1から3636-3、3637、3638-1から3638-4、3639-1、3639-2、3640-2、3641-1から3641-3、3642-1から3642-4、3643-1、3643-2、3644-1から3644-3、3645-1、3645-2、3646、3647、3648-1、3648-2、3649、3649-1、3650、3651-1から3651-3、3652、3654、3655-1から3655-4、3656-1から3656-3、3657、3658-1から3658-3、3659、3660-2、3661-2、3661-3、3662-2、3662-4、3662-5、3663-1から3663-3、3664-1から3664-3、3665、3666、3667-1、3667-2、3668から3672、3675-1、3676-1、3677-1、3678-1、3678-2、3679、3680-1、3681-1、3682-1、3684-2、3685-1、3686、3688、3689-5、3691-6、3692-1、3693、3694、3695-1、3695-2、3697、3705-4、3705-6から3705-8、3717-1、3717-2、3718-1、3718-2、3719-1、3719-2、3720、3721-2、3722、3723-1、3723-2、3724、3727、3728、3729-1、3729-3から3729-5、5350-1、5350-2、5351、5353、5354、5355-1、5356-1から5356-3、5358、5359、5363-1、5364、5365、5366-2、5367、5372、5405-2から5405-5、5418-3、5418-4、5418-7、5418-12、5420-1、5420-3、5420-4、5421-4、5422-1、5422-2、5423、5424、5427、5429-7、5429-8、5429-11、5429-14、5430、5431、5433から5435、5437、5441、5441-1、5441-2、5442、5443、5444-1、5444-3、5444-4、5447から5449、5450-1、5450-2、5452、5452-1、5454から5457、5460-1、5460-4から5460-7、5461、5462、5464-1、5465、5468-1から5468-3、5469から5471、5472-2、5474-1、5474-2、5475、5476-2、5476-3、5477-1、5477-6、5478-1、5478-2、5478-4から5478-6、5479-1、5479-4、5480、9645から9653並びに字諏訪入のうち4873-1から4873-9、4873-11から4873-14、5106-10、5106-11、5125、5134-2、5134-7、5134-8、5134-27、5134-28、5134-30、5134-33、5134-34、5135-1から5135-4、5136-1、5136-2、5137-1から5137-4、5138-1、5138-2、5139から5144、5145-3から5145-6、5148-1から5148-9、5149-1、5149-2、5150-1から5150-25、5151、5152-5から5152-7、5153-1、5153-2、5154-1から5154-3、5156-1、5157-2、5157-3、5162-1、5162-3、5162-4、5185から5188、5190、5191-1から5191-3、5192、5193、5194-3、5195-1、5195-2、5196-1、5196-2、9983、9984-1から9984-6並びに字実道のうち5205、5206-1、5209、5213-1から5213-5並びに字蔵体のうち5273-1から5273-6、5274-1から5274-44、5276-1から5276-7、5277-2、5278-1から5278-7、5279-1から5279-4、5280、5284、5285-1、5285-2、5286、5287、5288-1、5288-2、5289から5292、5293-1、5293-2、5294、5295、5295-1、5297、5298-1、5300-1、5301から5304、5307から5309、5310-3、5311-1、5315-1から5315-10、5316、5317-1、5317-2、5318-1から5318-3、9732並びに字中久保のうち5906-28、5906-29、5906-31から5906-41、5906-64、5906-69、5906-70、5906-73から5906-75の全部及び上記の土地の区域に介在する公有地

協和字原、向原、行屋上、下地原、道玄塚、上沖、下田、下沖、社口、社口久保、窪田、久保、上三井、古林、下三ツ井、前田、

後田、欠上、上仲田、井田、上新井原、下荒井原、下仲田、古水泥、村先山、古道、三本松、西窪、十二原、宮久保、天神山、峯ノ山、越、沢田、丸山、宮原、下林、下原、上原、中沢、向、宮前、吉田、雫田、柳峠、曲久保、小曲久保、土府上、宿久保、堰下、水出、宮浦、小平、中村、小金山、上村、武田、山ノ神、月夜平、蓬久保、蓬久保峯、篠久保、車道、野地畑、境沢、ヌタノ沢、豆腐坂、大田、貴船反、雨池、陣場、堰上、立石、前開、五輪田、原田、妻ノ神、池田、船久保、六反田、大塚、下高呂、町屋敷、日向、高呂、馬場、二反田、真光寺、竹之花、吹上下、下吹上、中吹上、上吹上、山ノ神川原、平石川原、上川原、大里池、新林、大里久保、堂上日影、滝ノ宮、中島、上大西、下大西、上大行原、下大行原、本城、塚田、水白、青柳、下城口、北ノ沢、下天神反、上城口、金山、郷主窪、下王城、上王城、笹小路、荻之久保、長峯、細窪、袋久保、谷地、城山、音滝、飯久保、作の城、吉原田、内城、蛇山、日向林、神田、五反田、十二平、堂城、上天神反、神明平、鹿島、イ咋田、女郎田、沓ヶ田、京の田、宮下、蓑田、芹田、伊勢田、田の神、清水田、天神、尾崎、北畑、片倉口、大柳、竹原、沓輪坂口、葎切場、腰巻、巴田、片倉沖、西川原、道玄又、深沢口、下の宮、大窪林、天平、蛇越、山の神比良、五輪畑、宮の腰、倉見沢、栃之木沢、沓輪坂、上平、添之窪、境之窪、大境、沓輪坂北峯、沓輪坂南峯、北比良、南比良、榛山、牛伏平、谷田口、山之神前、天王林、下谷田、西比良、廣見平、細見平、向久保、谷地原、屋敷場、作里道、明神下、明神前、東原、藤原、中谷田、東窪、松の木窪、観音堂、横道下、大林、上谷田、横道上の区域の全部及び上記の土地の区域に隣接又は介在する公有地並びに字平石のうち3120-1から3120-8、3121-1から3121-5、3122-1、3122-2、3122-4から3122-7、3122-9から3122-13、3123-1から3123-3、3124-1から3124-3、3125-1から3125-3、3126-1から3126-3、3127-1から3127-3、3128から3130、3131-1から3131-3、3132、3133-1から3133-7、3134-1から3134-4、3135-1から3135-4、3136、3137-1から3137-3、3138、3139-1、3139-2、3140-1、3140-2、3141から3144、3145-1から3145-3、3146-1から3146-4、3147-1から3147-4、3148、3149、3150-1、3150-2、3150-6、3151-1から3151-4、3151-7から3151-11、3152-1から3152-7、3153-1から3153-5、3154-1、3154-3、3155-1、3155-2、3156-1、3156-2、3157、3158-1から3158-3、3159、3160、3161-1、3161-2、3162、3164から3166、3167-1、3167-2、3168から3174、3175-2、3175-3、3176-1から3176-3、3177、3178、3179-1、3179-2、3181-1、3181-3、3182-1から3182-4、3183-1、3183-2、3184-1から3184-3、3187並びに字唐沢のうち6916-2、6916-4、6916-6並びに字中平のうち8326から8328、8329-1、8329-2、8330-1、8330-2、8331、8332、8333-1から8333-5、8334-1から8334-3、8335-1から8335-3、8336-1、8336-2、8337-1、8337-2、8338-1、8338-2、8339-1から8339-3、8340-1から8340-7、8341-1から8341-5の全部及び上記の土地の区域に介在する公有地

内山字土井口、円藤窪の全部及び上記の土地の区域に隣接又は介在する公有地並びに字下駄水のうち4575、4576の区域の全部及び上記の土地の区域に介在する公有地

上小田切字沓形、古城、山ノ神、大道添、北大久保、大久保平、亭通、堂浦、西之入、家浦、前田、森脇、赤坂、広久保、桃ノ久保、穴田、大門地、東立道、冷久保、名龍、西立道、宮ノ脇、馬

騎、工ミ、寺久保、殿林、樋口、西沢、日向の全部及び上記の土地の区域に隣接又は介在する公有地並びに字岩下のうち850-1から850-4、851、852-1から852-3、852-イ-1、853-1から853-4、854-1から854-19、854-イ-2、854-イ-3、855-1から855-14、855-ロ-1、856-1から856-4、857-1、857-2、858-1から858-5、859-1から859-7、860-1から860-3、861、862-1、862-2、863、864-1から864-5、865から867、868-1から868-4、869-1から869-5、870並びに字大近のうち1328-1並びに字梨子木のうち1502-1の区域の全部及び上記の土地の区域に介在する公有地

中小田切字中島、前久保出口、前久保の区域の全部及び上記の土地の区域に隣接又は介在する公有地

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成22年1月28日

長野県佐久地方事務所長 西 裕 司

- 1 (1) 許可番号 平成21年10月16日
長野県佐久地方事務所指令21佐地建第21-11号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
北佐久郡軽井沢町大字発地字樋尻2785-108、2785-109、2785-310
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
北佐久郡軽井沢町大字長倉字塩沢702
株式会社沢屋 代表取締役 古 越 道 夫
- 2 (1) 許可番号 平成21年11月9日
長野県佐久地方事務所指令21佐地建第21-12号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
北佐久郡軽井沢町大字発地字浴地中501-1の内、501-2、501-10、字本長沢519-1、519-2、522-3、522-244
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都港区麻布台2-3-3
株式会社バガテルジャパン 代表取締役 瀬 島 龍 也

建築指導課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成22年1月28日

長野県上小地方事務所長 堀 内 良 人

- 1 許可番号 平成20年12月26日
長野県上小地方事務所指令20上小地建第3-6号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
上田市上田原字三ツ峯1950の内、1951、1952、1953-1、1953-2、1953-3、1954、1955-1、1955-2、1955-3、1957-1、1957-4、1960-1、1961、1962、1963、1964、1965、1966-1、1967-1、1967-2、1968、1969、1970-1、字畑ノ尾2023

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

上田市上田原1195-1

株式会社竹原重建 代表取締役 竹 原 健 二

建築指導課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成22年1月28日

長野県松本地方事務所長 原 隆 文

- 1 (1) 許可番号 平成21年11月4日
長野県松本地方事務所指令21松地建第30-3号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
塩尻市大字広丘堅石字下原24-1、24-1先、26-1
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
松本市渚2-7-20 GMビル2F
有限会社アイタウンエステイト
代表取締役 宮 澤 淑 貴
- 2 (1) 許可番号 平成21年11月9日
長野県指令21建指第6-10号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
安曇野市豊科南穂高6363-1
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
安曇野市豊科南穂高4832-2
前 田 敦 士・前 田 美 和 子
- 3 (1) 許可番号 平成21年11月9日
長野県指令21建指第6-11号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
安曇野市豊科南穂高833-5、834-1
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
安曇野市豊科4610 西 村 宗 斗

建築指導課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成22年1月28日

長野県北安曇地方事務所長 小須田 幸 一

- 1 (1) 許可番号 平成21年9月1日
長野県北安曇地方事務所指令21北安地商第25-3号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
北安曇郡池田町大字会染10946-1、10946-4、10946-7、10946-8、10946-10、10946-18、10954-1、10954-2、10956-1、10956-3
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
北安曇郡池田町大字会染6108-77
有限会社あづみ野杜 代表取締役 遠 藤 一 彦
- 2 (1) 許可番号 平成21年12月22日
長野県北安曇地方事務所指令21北安地商第25-4号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

北安曇郡小谷村大字北小谷字和平805の内、807の内、808の内、809の内、827の内、828の内、831の内、832の内、833の内、900の内、901の内、902-1の内、902-2の内、903の内、字和平幅822の内、字堂巾1635-2、字城下1651-2の内、1653の内

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北安曇郡小谷村大字中小谷丙131
小谷村長 小林 三郎

建築指導課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成22年1月28日

長野県長野地方事務所長 小林 守夫

1 許可番号 平成21年12月8日

長野県指令21建指第7-7号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

上高井郡小布施町大字雁田字雁田沖198、字権助土腐332-3、大字都住字清水沖1167-1の内、1167-2の内、1167-3の内、1167-4の内、1167-5の内、1167-6の内

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

上高井郡小布施町500

株式会社修景事業 代表取締役 市村 次夫

建築指導課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成22年1月28日

長野県立須坂病院長 齊藤 博

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等及び数量

医局機セット 一式

(2) 物品等の特質

仕様書のとおり

(3) 納入期限

平成22年3月26日

(4) 納入場所

長野県立須坂病院

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることをとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分がB以上に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 調達をする物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス(保守及び管理)を迅速に行う体制が整備されている者であること。

(5) その他仕様書に記載されている技術的要件を満たす者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

須坂市大字須坂1332

長野県立須坂病院 事務部総務係

電話 026(246)5511

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成22年2月12日(金) 午前11時

イ 場所 長野県立須坂病院 北棟4階会議室

(3) 郵送による入札書の受領期限及び提出場所

ア 日時 平成22年2月10日(水) 午後5時(必着)

イ 場所 須坂市大字須坂1332(郵便番号 382-0091)

長野県立須坂病院 事務部総務係

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

必要とします。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書のとおりです。

病院事業局